

## <診断書・意見書等の発行についてのお知らせ>

### ① 申込方法（受付時間：月曜～金曜日（平日）午前9時30分から午後4時まで） （※昼休み12：00-13：00を除く）

「診断書等申込書」に必要事項をご記入の上、**1階**窓口にご提出ください。  
お手持ちの診断書等の様式で申し込まれる場合には、その用紙にもあらかじめ住所・氏名・生年月日・年齢等をご記入の上、ご提出ください。

なお、特別児童扶養手当認定診断書につきましては、（知的障害・精神障害）⑬『日常生活能力の程度』、（肢体不自由）⑱『日常生活における動作の障害の程度』の欄に、児童福祉手当認定診断書につきましては、（肢体不自由）⑩『日常生活動作の障害程度』の欄に、あらかじめ**鉛筆書き**で○×△をご記入または○で、囲んで頂けると、担当医師が記入する際の参考となりますので、ご協力よろしくお願い致します。  
また、診療情報提供書につきましては、受診先が決まっていれば紹介先および診療科などをご記入ください。

### ② 受け渡しについて

1. 診断書等の作成に要する期間は、4週間程度をご予定ください。
2. 診断書等の作成に当たり診察が必要な場合は、ご来院いただくこともございます。あらかじめご了承ください。
3. 医師の判断によっては、診断書等が記載できない場合もございます。  
その際には、改めて当センターからご連絡致します。
4. ご依頼いただきました診断書等の受け取り期日になりましたら、ご確認のため当センターにご連絡ください。
5. 受取りについて、月曜～金曜日（平日）の午前9時30分から午後4時まで（※**昼休み12：00-13：00を除く**）に**3階**窓口にて診断書等をお受取りください。  
なお、受取りの際は、必ず診断書等作成申込書をご持参ください。

### ※注意事項：

- ① 最終来院日より5年以上を経過している場合、診療録の法定保存期間(5年間)を超過しておりますので作成または証明できないことがあります。ご了承下さい。
- ② 受診されたご本人以外の作成依頼はご家族であることの確認をさせていただく場合がありますのでご了承下さい。
- ③ 文書（診断書・意見書）の作成に当たっては規定の料金（費用）が必要となります。別途、ご確認下さい。
- ④ なお、申込・受取りともに郵送では受付致しかねますので、ご了承下さい。

**3階窓口は、診療受付業務で混雑いたしますので、申し込み・受け渡しに際し、多少お待ち頂きますことをご了承ください。**